

新型コロナウイルス感染症への対応
に係る緊急要望書

令和3年1月19日
福島県

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、現在、政府において、首都圏などに緊急事態宣言を再発令しているところがあります。

緊急事態宣言発令地域ではない当県においても、感染者が急増し、病床利用率の上昇など、医療提供体制が逼迫し、地域医療への負荷が大きくなっており、診療・検査・入院等の受入体制の更なる強化や、宿泊療養施設の増設などが急務になっております。

また、感染拡大防止のための緊急対策として、特別措置法に基づく当県独自の外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請、さらには、宿泊補助事業の停止等を行わざるを得ない状況にあり、県内経済は深刻な打撃を受けております。

当県は、いまだ東日本大震災からの復興途上ではありますが、感染症への対応により、これまでの復興・再生の歩みを停滞・後退させる事態になりかねません。

政府におかれましては、事態の早期収束に全力を尽くすとともに、県民の命と健康を守り、安心して生活することができるよう、以下について特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

1. 医療提供体制について

当県においては、先月9件のクラスターが発生し、確保病床に占める感染者数の割合の高止まりが続くなど、入院受入体制が非常に逼迫し、医療現場の負荷が増大している。

そのような状況に対処すべく、県独自に、年末年始に発熱患者等の診療や検査を行う医療機関等に対し支援を行うなど、医療体制の強化に努めてきたところである。

これら独自の取組等も含め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象を拡大するなど、国においては、医療機関や県の実情と取組内容に沿った財政支援を行うこと。

また、国で示した第3次補正予算は、令和3年9月までの予算となっている。最前線で尽力している医療機関が財政的に困窮することがないように、期限を定めず、確実に予算措置を行うこと。

2. ワクチン接種体制について

ワクチン接種に係る国庫補助について、令和2年12月28日に上限額が示されたが、今後、事業を進めていく中で不確定な部分が多いところである。ワクチン接種を確実にを行うため、自治体が必要とする予算を確実に措置すること。

また、ワクチン接種の実施に当たる市町村や、それを支援する県が混乱することのないよう、速やかに情報提供を行うこと。

特に、当県では3万人近くの県外避難者がおり、避難者に対してもワクチン接種がスムーズに実施されるような制度が必要となる。当県の特殊事情を十分に考慮した上で、制度の構築を行うとともに、そうした内容が迅速かつ確実に周知されるよう、きめ細かに対応すること。

3. 中小事業者への支援について

当県では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全県を対象に、不要不急の外出自粛と飲食店等への営業時間短縮の要請を行っている。一方で、協力金の対象とならない飲食店以外の事業者にあっても、新型コロナウイルス感染症の脅威の中、今後の経営状況の見通しが立たず、悪化した経営の建て直し策さえ立てられずにいる状況は、緊急事態宣言の対象地域と同じである。

このことから、緊急事態宣言発令地域と同様に、営業時間短縮の要請対象となる飲食店等と直接・間接の取引がある事業者、不要不急の往来自粛や外出自粛により影響を受けた事業者に対しても、一時金の支給対象とすること。さらに、対前年比50%以上の減少とされている売上要件を緩和すること。

また、裾野の広い観光産業全体に深刻な影響が及んでいることから、観光に携わる事業者に対する支援のための財政措置を講じること。

4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

各地域の実情に応じた感染防止対策及び経済社会対策を機動的に行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額を速やかに明示するとともに、基金の積み立て要件の弾力化や期間の延長、繰越手続の簡素化など、更に自由度の高い柔軟な制度とすること。

また、今後の感染状況も踏まえ、交付金の増額を必要に応じて行うほか、来年度以降にも影響が及んだ場合の継続支援を確実に行うこと。